平成２２年（フ）第６３４３号
大阪府東大阪市南上小阪７番２号　エクセル309号
債務者　田村　隆三
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３５０号
大阪市生野区小路３丁目４番４号　阪神ハイツ７号室
債務者　上村幸恵こと　金　　幸恵
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２号
埼玉県草加市八幡町1107番地15
債務者　浦野　武司
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４０４号
埼玉県草加市弁天６丁目６番３―306号
債務者　刈屋　　亮
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５３５号
千葉県八千代市保品1035番地１
債務者　阿部　和美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７２８号
千葉市緑区おゆみ野中央７―31―４アルカディアⅡ202号、住民票上の住所千葉県茂原市御蔵芝1533番地11
債務者　淺香　正仁
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８７５号
千葉市花見川区こてはし台６丁目29番６号
債務者　高橋　安子（旧姓新岡）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９５２号
千葉県船橋市北本町２丁目16番４号スカイメゾン北本町203号
債務者　坂本　広行
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２３号
千葉県香取郡神崎町小松319番地２、住民票上の住所千葉県柏市大井1898番地４　柏東パークホームズ408号
債務者　巻嶋　美紀（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第２７号
千葉県香取市高萩１番地10
債務者　小島　光子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第５６４号
愛知県刈谷市下重原町３丁目120番地　刈谷市養護老人ホーム
債務者　吉村　文男
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７５号
愛知県豊田市大林町12丁目２番地８　第１ハイツ昌101号
債務者　松井　俊之
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
愛知県豊川市足山田町下平81番地３
債務者　植松　房子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２０８４号
札幌市東区北31条東12丁目１番26号　ルミエールアーサー105号
債務者　長谷川友紀（旧姓坂上）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０９２号
札幌市南区石山２条７丁目12番１号　コーポ山元205号
債務者　山本　智子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１４９号
札幌市西区西町北５丁目６番15―503号
債務者　笠井友紀子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１８６号
札幌市豊平区水車町３丁目１番１―202号
債務者　南川　房美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで札幌地方裁判所民事第４部